議案第１６４号

久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「支障があるもの」の次に「(以下この項において「要介護者」という。)」を、「休暇をいう」の次に「。以下この項において同じ。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

附　則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成２８年１２月２０日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

人事院勧告に基づき新設する介護時間について、給与の減額の対象とする等の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。